

喜多方市公共施設等における受動喫煙防止対策に関する
ガイドライン

令和4年4月

喜多方市

1 はじめに

このガイドラインは、本市の公共施設等における望まない受動喫煙を防止し、もって施設利用者や職員の健康を確保するとともに、快適な施設環境の形成を推進するため、市が取り組む対策等についてまとめたものです。

2 改正健康増進法の概要

(1) 基本的な考え方

- ア 「望まない受動喫煙」をなくす。
- イ 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する。
- ウ 施設の類型・場所ごとに対策を実施する。

(2) 概要

- ア 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して一定の場所以外の喫煙を禁止する。
- イ 施設等の管理権原者は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- ウ 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、罰則規定を設ける。

(3) 改正健康増進法による施設等の類型とルール等

施設等の類型	ルール・施行期日
第一種施設 ○子どもや患者等に特に配慮する施設 学校、病院、診療所、児童福祉施設、 行政機関の庁舎（行政機関が事務処理 をするために使用する施設）等	○ <u>敷地内禁煙</u> ※屋外で受動喫煙を防止するために必 要な措置がとられた場所に、喫煙場所 を設置することができる。（特定屋外喫 煙所の設置可） ○施行日：令和元年7月1日
第二種施設 ○第一種施設以外の <u>多数の者が利用する 施設</u> ^{※1} 事務所、工場、ホテル、旅館、 飲食店、旅客運送用事業船舶・鉄道 国会、裁判所等 <u>経過措置</u> 「既存特定飲食提供施設」 ^{※2} は喫煙 店舗とすることが可能	○ <u>屋内禁煙</u> ※喫煙専用室、加熱式たばこ専用の喫 煙室内のみ喫煙可能とする ○施行日：令和2年4月1日 ○ <u>喫煙可能な場所である旨を掲示する ことにより、店内で喫煙可能</u> ○施行日：令和2年4月1日
喫煙目的施設 喫煙を主目的とするバー、スナック等 店内で喫煙可能なたばこ販売店 公衆喫煙所	○ <u>施設内で喫煙可能</u> ○ <u>喫煙可能な場所である旨を掲示する ことにより、店内で喫煙可能</u> ○施行日：令和2年4月1日
屋外や家庭など	○喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮 できるだけ周囲に人がいない場所で 喫煙をするよう配慮。 ○施行日：令和元年1月24日施行

1) 多数の者が利用する施設とは、2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設をいう。

2) 「既存特定飲食提供施設」とは、次のすべてを満たす飲食店をいう。

- ・令和2年4月1日時点で、現に存する飲食店であること
- ・客室面積が100m²以下であること
- ・個人又は資本金5,000万円以下の会社が経営していること

(4) 規制の適用除外場所

ア 住居又は宿泊を行う場所であり、「人の居住の用に供する場所」として、家
庭の場所や職員寮の個室等。

イ 上記施設のほか、旅館やホテル等の宿泊施設の客室（個室に限る）。

※喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮すること。

3 本市における受動喫煙防止対策の考え方

(1) ガイドライン策定の経緯

ア 改正法の施行により原則敷地内禁煙とされる第一種施設を多く所有する市がモデルとなり、市全体の受動喫煙防止を推進する必要があります。

イ 施設類型ごとに統一された、市民にもわかりやすいルールを設定する必要があります。

ウ 第3次健康きたかた 21 において、喫煙が及ぼす健康被害である慢性閉塞性肺疾患の死亡率が、本市においては全国の約 1.6 倍、福島県の約 1.3 倍（平成 28 年度福島県保健統計より）と高く、対策が必要な状況にあります。

*資料編 1 を参照

エ これらの状況を踏まえ、施設利用者及び職員の受動喫煙による健康被害を防止し、健康増進を図ることを目的に、本市において、次のとおり改正健康増進法の規制内容を上回る対策を講じることとします。

	市所有の公共施設	市所有以外の施設
第一種施設	敷地内禁煙 (特定屋外喫煙所の設置不可)	国の基準に準ずる 敷地内禁煙 (特定屋外喫煙所の設置可) *県ほかで所有する施設
第二種施設	敷地内禁煙 (屋外喫煙所の設置不可)	国の基準に準ずる 原則屋内禁煙 (喫煙専用室・加熱式たばこの喫煙室内のみ喫煙可)
屋外 (公園等)	敷地内禁煙 (屋外喫煙所の設置不可)	国の基準に準ずる
その他 ①【経過措置】既存の経営規模の小さな飲食店 ②喫煙目的施設 ③屋外や家庭など(公園を除く)	—	国の基準に準ずる ①:喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能。 ②:施設内で喫煙可能 ③:喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

※なお、全面施行は令和 5 年 4 月 1 日からとし、それまでの期間は、健康増進法の規制内容で対策を講じることとします。

(2) 市所有の公共施設である第一種施設、第二種施設、屋外について

敷地内禁煙（第一種施設は特定屋外喫煙場所の設置不可とし、第二種施設、屋外については、屋外喫煙場所の設置を不可とします。敷地内の駐車場における喫煙も不可とします。）は、令和5年4月1日からとし、本市において敷地内禁煙とする施設等は、次のとおりとします。

施設等の類型	施設名	施行期日
第一種施設 （市所有のもの） ○学校、病院、児童福祉施設など ○行政機関の庁舎 （市で管理する施設）	(ア) 小学校、中学校 (イ) 医療施設： 地域・家庭医療センター (ウ) 認定こども園： 幼保連携型認定こども園 (エ) 保育施設：児童館、児童クラブ (オ) 行政機関の庁舎： 本庁舎、本庁舎以外の庁舎、総合支所庁舎、出張所など (カ) 公用車（公用車内は移動中も含め全て禁煙とする）	令和5年4月1日
第二種施設 （市所有のもの）	(ア) 行政機関庁舎の類似施設：学校給食調理場、浄水場など (イ) 社会・文化施設： 公民館、美術館、図書館など (ウ) 体育施設：体育館、武道館、庭球場、運動場、プールなど (エ) 集会所、集会施設 (オ) 福祉施設：総合福祉センター、保健福祉センター (カ) 観光施設：蔵の湯、飯豊とそばの里センターなど (キ) その他施設：塩川ふれあい会館、蔵史館など (ク) 常時職員が勤務していない施設：給水施設、駐車場など (ケ) 市営住宅の「人の居住の用に供する場所」以外の場所（共用部である棟内の階段や廊下等）	令和5年4月1日
屋外 （市所有のもの）	御殿場公園等の公園、自転車等駐車場、日橋川緑地自由広場（野球場）等	令和5年4月1日

(3) 市所有以外の第一種施設、第二種施設、屋外について

改正健康増進法の対策とします。

2 改正健康増進法の概要 (3) 改正健康増進法による施設等の類型とルール等に準じます。

(4) 改正健康増進法が定める十分な受動喫煙防止対策の例

特定屋外喫煙場所が必要となる措置は、以下のとおりです。

ア 喫煙をすることができる場所が区画されていること

イ 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること

ウ 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること

(5) 受動喫煙防止の環境づくりのため各機関・住民の役割

受動喫煙防止対策を推進していくためには、それぞれの立場で次のような事項について、積極的に取り組む必要があります。

行政	(ア) 関係機関と連携・協力しながら、受動喫煙防止対策についての普及啓発を行う。 (イ) たばこをやめたい人への禁煙支援を行う。 (ウ) 20歳未満・妊産婦の喫煙防止を行う。 (エ) 自己の施設の受動喫煙の取り組みについて、積極的に情報提供を行う(例：県で行っている「空気のきれいな施設」「空気のきれいな車両」認証制度の利用)
事業所	(ア) 利用者に対する受動喫煙防止対策を実施する。 (イ) 従業員の健康の保持増進のため、受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努める。 (ウ) 自己の施設の受動喫煙の取り組みについて、積極的に情報提供を行う(例：県で行っている「空気のきれいな施設」「空気のきれいな車両」認証制度の利用)
医療機関 医療保険者	(ア) 喫煙や受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。 (イ) たばこをやめたい人への禁煙支援を行う。 (ウ) 自己の施設の受動喫煙の取り組みについて、積極的に情報提供を行う(例：県で行っている「空気のきれいな施設」「空気のきれいな車両」認証制度の利用)
市民	(ア) 喫煙、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深める。 (イ) 喫煙者は、自分の呼出煙、副流煙が周囲の者に悪影響を与えていることを認識し、たばこを吸わない人に対する受動喫煙防止のための配慮を行う。

◇資料編◇

1 慢性閉塞性肺疾患の死亡率（出典：平成 30 年度福島県保健統計）

国	福島県	喜多方市
15.0	18.1	23.3

*人口 10 万対する数

2 標識の例

利用者の意図しない受動喫煙を防止するため、受動喫煙防止対策の実施状況について表示するようにしましょう。

以下は表示の一例です。（標識の例として、厚生労働省ホームページや市役所ホームページを参照）

敷地内・屋内禁煙標識	特定屋外喫煙場所標識
	

3 PM2.5 と受動喫煙

PM2.5 とは、大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($= 0.0025\text{ mm}$) 以下の小さな粒子の事で、髪の毛の太さの $1/30$ 程度の大きさのため、肺の奥深くまで入り込みやすく、呼吸系や循環器系に大きな影響を与えます。

環境省が設置した専門家会合において、都道府県などが外出を自粛する注意喚起を行う大気中の PM2.5 濃度の目安は、環境基本法第 16 条第 1 項に定められた 1 日平均値基準の 2 倍である。 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ とされました。

たばこの煙も PM2.5 に該当し、日本禁煙学会の取りまとめでは、完全禁煙以外の飲食店では PM2.5 の濃度は $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自由に喫煙できる飲食店では $700\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上の値が計測されており、北京での汚染濃度が高い日と同等以上の濃度となっています。

利用者だけではなく、そこで長時間働く労働者の健康の大きな影響を与える事となります。

（環境省 ホームページ「微小粒子状物質（PM2.5 に関する情報）」より

4 禁煙外来がある医療機関（喜多方医師会）

※一定の要件を満たすと医療保険で禁煙治療を受けることができます。

医療機関名	住所	電話番号	診察曜日	診察時間
医療法人 手代木医院	喜多方市経壇 45 - 1	0241-22-0034	月～金	9:00～12:00 14:00～17:30
			土	9:00～12:00
くまたクリニック	喜多方市塩川町字東栄町 5-5-11	0241-28-1233	月・火・水・金	8:30～12:30 14:30～18:00
			木	8:30～12:00
			土	8:30～12:00 14:00～16:00
医療法人佐原病院	喜多方市字永久 7689-1	0241-22-5321	月～金	8:30～17:00
医療法人社団福寿会 武田医院	喜多方市塩川町字東栄町 1-3-6	0241-27-4031	月・火・木・金	9:00～12:00 14:00～18:00
			水・土	8:30～12:00
鳴瀬病院	喜多方市字稻荷宮 7307-1	0241-24-3333	呼吸器科 毎月第4月曜日	13:30～16:00
			内科 ※要予約 月～木、土	8:30～11:30
喜多方市 地域・家庭医療センター ほっと☆きらり	喜多方市字六枚長 4212	0241-24-5320 ※要予約	月・火・木・金	8:30～11:30 14:30～17:30
			水・土	8:30～11:30
内科・消化器科 みつはし医院	喜多方市関柴町 上高額字広面 681-1	0241-21-1311	月・火・木・金	9:00～12:00 14:30～18:00
			水・土	9:00～12:30

※「要予約」となっている医療機関は、事前にお問い合わせください。 令和3年2月22日現在